

三島市健康づくり条例要綱案

パブリック・コメント用

三島市

平成23年12月9日～平成24年1月8日

三島市健康づくり条例案についてパブリック・コメントを募集します。

パブリック・コメント制度とは、市の基本的な政策の策定にあたり、その案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見を求め、これを考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見の概要、当該意見に対する実施機関の考え方等を公表する制度です。

今回、次の条例を制定するにあたり、皆様の意見を広く募集します。

1 案件名 三島市健康づくり条例案

2 概要

近年、急速な高齢化など市民の健康を取り巻く環境は大きく変わり、疾病対策から介護予防まで一貫した施策の充実が急務となる中、市民の健康づくりの推進に関する基本的な事項を定めることで、市民が生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすことができる活力ある地域社会を実現することを目的として、この健康づくり条例を制定します。

(1) 基本理念

市民の健康づくりは、次のような基本理念に基づき行ないます。

- ・ 市民は、自らの健康は自らで守る意識を持ち、健康づくりに関する知識の習得を図るとともに、健康づくりに主体的に取り組みます。
- ・ 市、市民、地域団体、事業者及び保健医療関係者は、それぞれを尊重し、連携を図りながら協働による健康づくりを推進します。
- ・ 市は、地域交流や社会参加を通じて市民が主体的に健康づくりできる環境整備を推進し、持続可能な都市づくりと地域の活性化を図ります。

(2) 役割・責務等

市、市民、地域団体等の役割・責務等を次のように定めます。

- ・ 市は、健康づくりの施策を策定し、その実施にあたっては、市民、地域団体等の意見に配慮します。
- ・ 市民は、健康づくりに関する理解を深め、地域における健康づくりの活動に参加し、個人の状況に応じた健康づくりに取り組むよう努めます。
- ・ 地域団体は、健康づくりに寄与する活動に積極的に取り組み、他の団体や市と連携を図るよう努めます。
- ・ 事業者は、従業員等が健康づくりに取り組みやすい環境を整備するよう努めます。
- ・ 保健医療関係者は、市民が保健医療サービスを適切に受けられるよう配慮し、健康づくりに関する知識の普及啓発に努めます。

(3) 健康づくり計画

ア 次のように三島市健康づくり計画を作成します。

- ・ 健康づくりの推進に関する基本的方針・目標

- ・ 身体及び心の健康づくりに関する事項
- ・ 健康に配慮したまちづくりに関する事項
- ・ そのほか必要な事項

イ 健康づくり計画を定めたり、変更したりするときは、三島市健康づくり推進協議会の意見を聴きます。

(4) 身体の健康づくりの推進に関する施策に関して、次のような事柄を推進します。

- ・ 保健指導、健康診査、予防接種等の保健事業
- ・ 生活習慣病予防等の健康づくりに関する情報の提供・啓発
- ・ 市民の主体的な健康づくりの環境づくり
- ・ 健全な食習慣の知識等の普及啓発と環境づくり
- ・ 適切な運動習慣の知識等の普及啓発、運動の場と機会の創出
- ・ 歯及び口腔の健康づくりの情報の提供・啓発
- ・ 受動喫煙の防止
- ・ 地域団体等が実施する身体の健康づくりに係る活動への支援
- ・ そのほか身体の健康づくりに必要な施策

(5) 心の健康づくりの推進に関する施策に関して、次のような事柄を推進します。

- ・ 心の健康づくりの情報の提供・啓発
- ・ 心の健康に係る相談
- ・ 地域団体等が実施する心の健康づくりに係る活動への支援
- ・ 自殺対策
- ・ そのほか心の健康づくりに必要な施策

(6) 健康に配慮したまちづくりの推進に関する施策に関して、次のような事柄を推進します。

- ・ 生涯を通じた多様な社会参加や地域交流を可能とする環境づくり
- ・ 自然に歩く習慣が身につく健康に暮らせるまちづくり
- ・ にぎわいと活力ある健康都市づくり

3 条例の施行予定日について

平成 24 年 4 月 1 日から施行する予定です。

4 募集期間 平成 23 年 12 月 9 日(金)から平成 24 年 1 月 8 日(日)まで

5 提出方法

パブリック・コメント用紙に、提出者の対象区分、住所、氏名及び連絡先を明記して、募集期間内に、直接、郵送、FAX又はEメールで提出してください。

6 提出先

〒411-0832 三島市南二日町8-35 三島市役所健康増進課健康増進企画室

FAX番号 976-8896

Eメールアドレス kenzou@city.mishima.shizuoka.jp

※ 市ホームページのパブリック・コメントコーナーによる提出もできます。

7 意見の取扱

提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方は、市ホームページに掲載するほか、健康増進課、情報公開コーナー、公民館（北上、錦田、中郷、坂）及び生涯学習センターで閲覧又は資料配布の方法により公表します。なお、提出された意見への個別回答はいたしません。

8 問合せ

健康増進課健康増進企画室

電話番号 973-3700